

令和7年度

女性支援事業のあらまし

(令和6年度実績)

山梨県女性相談支援センター

目 次

I	女性相談支援センターの概要	
1	所在地	1
2	沿革	1
3	職員構成	2
4	女性相談支援員	2
5	施設の状況	3
6	業務の内容	3
7	女性支援事業と連携機関	4
II	女性支援事業の実績	
1	相談状況	5
	（1）相談件数	5
	（2）令和6年度相談事業の実績	6
	①主訴	
	②年齢階層	
	③住所地	
	④職業	
	⑤学歴	
	（3）来所相談の状況	8
	①主訴	
	②相談経路	
	③処遇	
	（4）電話相談の状況	9
	①主訴	
	②夜間電話相談	
	（5）令和6年度市女性相談支援員による相談状況	10
	①主訴	
	②相談経路	
	③処遇	
2	保護状況	11
	（1）主訴	11
	（2）入所期間	12
	（3）一時保護所保護状況	12
3	医学的・心理的援助	13

Ⅲ	令和6年度配偶者暴力相談支援センターの相談状況	
1	相談件数	14
2	年齢階層	14
3	加害者との関係	15
4	保護命令申立を支援した者の命令発令状況	15
5	証明書等発行件数	15
Ⅳ	困難な問題を抱える女性支援推進事業	
1	SNS相談業務委託 「女性の相談ルーム かもしか」	16
2	民間団体アドバイザー派遣事業	16
Ⅴ	関係機関との連携等	
1	関係機関連絡協議会実務者会議	17
2	支援調整会議	17
3	専門的な困難ケース解決のためのアドバイザー派遣事業	17
4	関係機関主催研修への参加	18
Ⅵ	啓発活動	
1	実習生等受け入れ	19
2	講師派遣	19
3	広報活動	20

I 女性相談支援センターの概要

1 所在地

〒400-0005 山梨県甲府市北新一丁目2-12 山梨県福祉プラザ内

電話：055-254-8633（一般業務用）／055-254-8635（相談専用）

FAX：055-254-8636

2 沿革

昭和	31	5.24	「売春防止法」公布
	31	11.1	山梨県婦人相談員2名任命、県婦人児童課において相談業務開始
	32	4.1	「売春防止法」施行 山梨県条例第19号により、山梨県婦人相談所を設置 甲府市百石町1番地（現・丸の内3丁目）児童相談所2階で業務開始
	32	12.17	甲府市北新町県立病院敷地内に移転、一時保護所を併設
	33	4.16	山梨県条例第20号により、婦人保護施設「新創寮」設置 婦人相談所内に仮施設開設
	33	9.1	「新創寮」を甲府市穴切町638番地（現：甲府市宝一丁目）に新設移転
	34	7.11	北新町に県公舎を移転するに伴い、「新創寮」内に仮事務所を設け移転
	34	9.12	「新創寮」隣接の甲府市穴切町647番地に新設移転
	41	12.20	宝合同庁舎の新設のため、「新創寮」仮事務所内に保護所と共に移転
	42	6.26	宝合同庁舎（甲府市宝一丁目4-15）完成、移転
	46	3.25	河川敷改修に伴い「新創寮」を取り壊し、婦人相談所内に新設、移転
	55	3.31	山梨県条例第1号において「新創寮」を廃止
	55	4.1	婦人保護施設を付帯施設とし、名称を婦人保護相談所に改称
平成	9	3.18	完成した山梨県福祉プラザ（甲府市北新一丁目2-12）に移転し業務開始
	9	4.1	組織名を山梨県女性相談所に改称
	12	5.24	「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」）」制定
	13	4.13	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」）」公布
	13	10.13	「配偶者暴力防止法」一部施行
	14	4.1	「配偶者暴力防止法」全面施行 女性相談所に配偶者暴力相談支援センターの機能を附設
	16	6.2	「配偶者暴力防止法」改正
	16	12.7	「人身取引対策行動計画」策定
	17	4.1	婦人保護施設に関わる業務の苦情解決のための第三者委員会を設置
	17	12	「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」公表
	18	4.1	婦人相談員を1名増員し3名体制、ステップハウス運用開始
	19	7.11	「配偶者暴力防止法」改正
	21	3	「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」公表
	21	4.1	婦人相談員を1名増員し、4名体制
	21	5.1	夜間電話相談を開始
	21	6.1	一時保護の委託事業開始
	21	12.22	「人身取引対策行動計画2009」策定

- 25 7. 3 「ストーカー規制法」改正
 25 7. 3 「配偶者暴力防止法」改正
 26 3 8 「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」公表
 26 4.23 「配偶者暴力防止法」改正
 26 12.16 「人身取引対策行動計画2014」策定
 28 12.14 「ストーカー規制法」改正
 30 12 「第4次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」公表
 令和 1 6.26 「配偶者暴力防止法」改正
 3 5.26 「ストーカー規制法」改正
 3 6 一時保護所の拡張工事開始
 3 10 一時保護所の拡張工事完了、居室が3室から5室に増加
 4 5.25 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」）公布
 6 3.31 山梨県行政機関等の設置に関する条例等の改正等に伴い、婦人保護施設は廃止
 6 4. 1 「女性支援新法」施行
 改正「配偶者暴力防止法」施行
 組織名を山梨県女性相談支援センターへ改称
 婦人相談員を女性相談支援員に改称
 「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」公表
 「第5次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」公表
 6 7. 1 DV被害者等自立生活支援事業委託開始
 6 7.22 SNS相談業務委託「女性の相談ルームかもしか」開始

3 職員構成

（令和7年4月1日現在）

所長	次長	主査	主任	心理司	会計年度任用職員			精神科 医師 （特別職 非常勤）	計
					女性相談 支援員	寮母	事務補助		
1	(1)	1	1	(1)	4	3	1	1	12 (2)

※ () は兼務職員

4 女性相談支援員

女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者の相談に応じ、保護と自立に向けて、相談、指導、情報提供などの支援を行っている。

【女性相談支援員設置状況】

（令和7年4月1日現在）

所属	配置窓口	配置人数	所在地	担当区域	電話番号
県	山梨県 女性相談支援センター	4名	甲府市北新 一丁目2-12	県下全域	055-254-8635
市	甲府市市民部 人権男女参画課	4名	甲府市丸の内 一丁目18-1	甲府市	055-237-5209
	富士吉田市 福祉課	1名	富士吉田市下吉田 六丁目1-1	富士吉田市	0555-22-1111 (内 164)

5 施設の状況

(1) 主要設備

- 相談支援センター 所長室、事務室、相談室、相談員室、判定室、待合室、居室（5）
- 一時保護所 食堂、調理室、洗面洗濯室（2）、浴室（3）、トイレ（3）
学習室、多目的室、事務室、医務室、宿直室、寮母室、倉庫（4）

(2) 定員

- 一時保護所 10名

6 業務の内容

(1) 相談

人間関係、家庭問題、生活困窮等の問題を抱える女性からの相談、配偶者等からの暴力の相談に応じ、必要な助言指導を行うとともに、関係機関と連携して自立支援を行う。

- 来所相談 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く。要予約）

- 電話相談 9:00～20:00（土日祝、年末年始を除く）

相談専用ダイヤル：055-254-8635

(2) 心理学的・医学的援助

相談者に対し適切な支援を行うために、必要に応じて心理学的及び医学的援助を行う。

(3) 一時保護

緊急的な安全確保を必要とする女性について、本人の要望に基づいて一時保護を実施する。保護期間は概ね14日間とし、自立や今後の生活に向けて、関係機関と連携を図りながら情報提供等支援を行う。夜間及び休日に緊急対応が必要となった場合は、警察と連携する。

(4) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力被害者に対して支援を行う。

- 相談、専門機関の紹介
- 保護命令についての情報提供、申立書類作成支援
- 福祉制度利用の支援
- 被害者の自立に必要な情報提供及び支援
- 就労に関する情報提供及び支援
- 住宅に関する情報提供及び支援

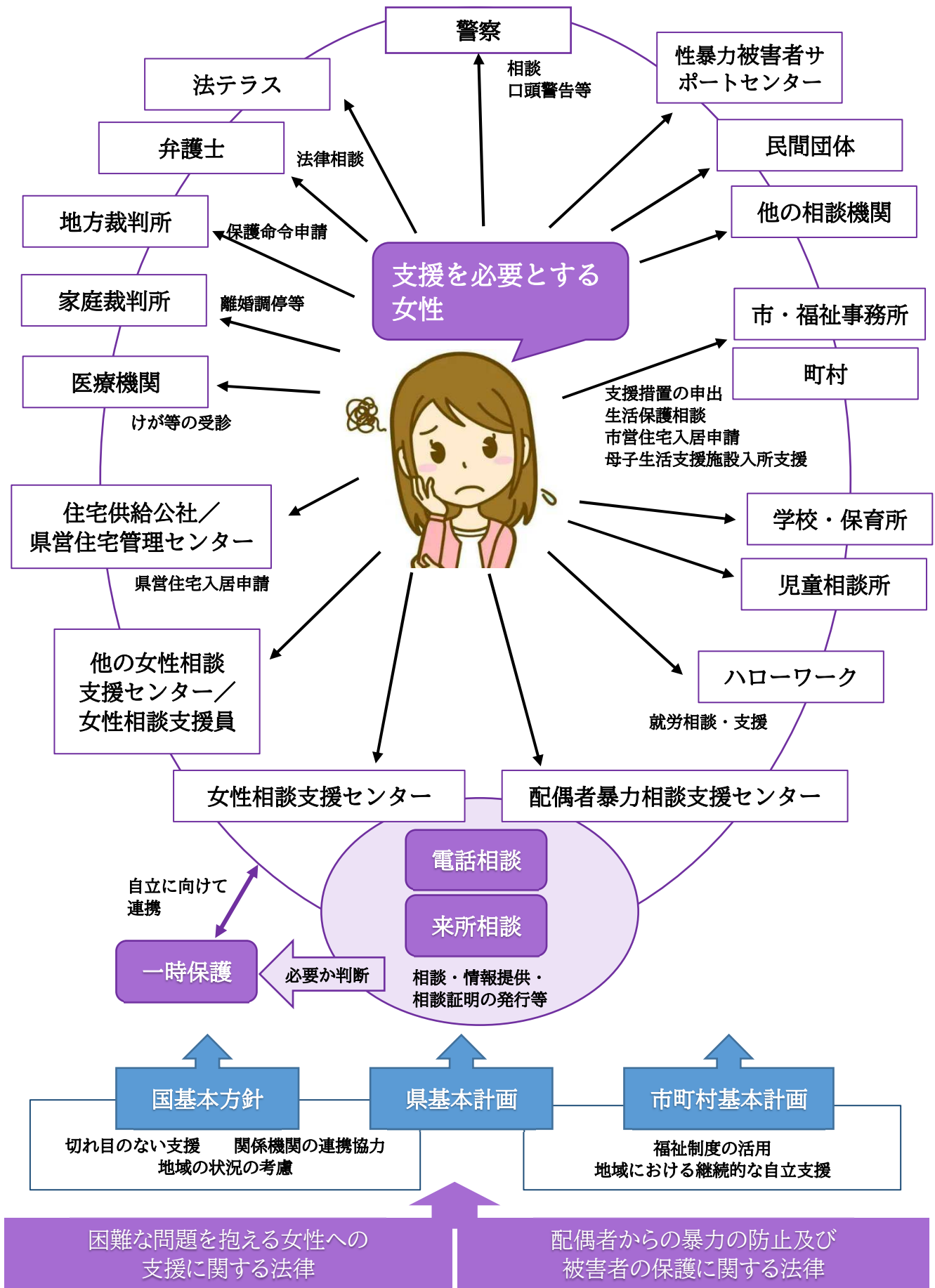
(5) 関係機関との連携

警察、市町村、民間団体等と連携を図り、相談者の自立支援を行うとともに、実務担当者会議等により意見交換を行う。

(6) 啓発活動

リーフレット等の作成配布により、女性相談支援センターの業務を紹介し、女性支援事業の周知を図る。また、他機関の要請に応じて研修会等に講師を派遣し、女性支援事業についての啓発を行う。

7 女性支援事業と連携機関



Ⅱ 女性支援事業の実績

1 相談状況

(1) 相談件数

(単位・件)

年度	区分	来 所 相 談		電話相談	合計
			(再掲) 日本語が十分話せない者からの相談		
令和2	件 数	197	13	2,121	2,318
	D V再掲	178	13	1290	1468
令和3	件 数	171	7	1,540	1,711
	D V再掲	127	5	778	905
令和4	件 数	183	9	1,738	1,921
	D V再掲	149	8	679	828
令和5	件 数	202	12	1,900	2,102
	D V再掲	167	12	757	924
令和6	件 数	109	3	1,932	2,041
	D V再掲	87	3	725	812

※DV：生活を共にする（していた）配偶者や交際相手からの暴力を主訴とする相談

・過去5年間の傾向を見るとDV相談の占める割合は、来所相談では相談全体の約80%、電話相談では30～50%である。

図1 来所相談（DV相談と他の相談件数、DV相談の割合）

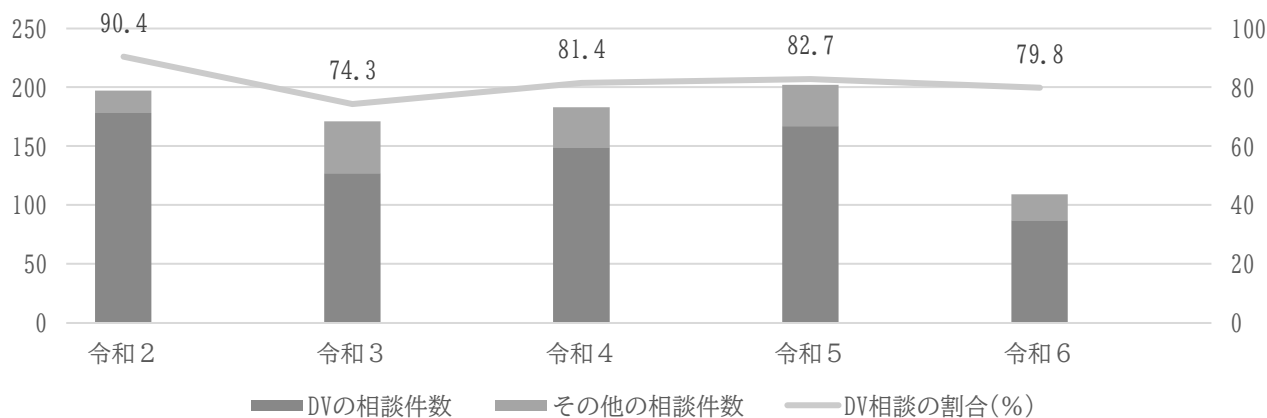
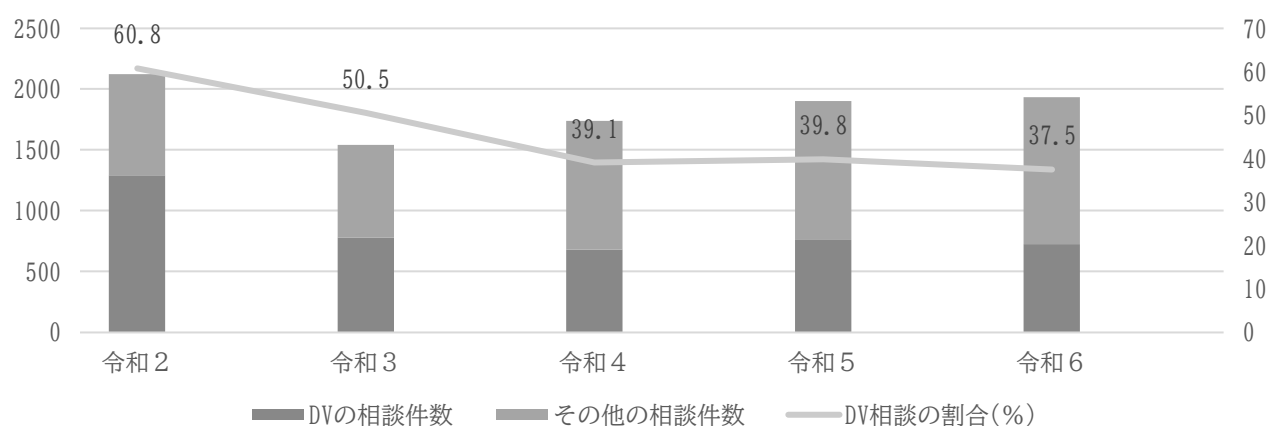


図2 電話相談（DV相談と他の相談件数、DV相談の割合）



(2) 令和6年度相談事業の実績

①主訴

(単位・件)

相 談 内 容			令和6年度				令和5年度		令和4年度		
			来所	電話	合計		来所	電話	来所	電話	
人間関係	配偶者等	配偶者等の暴力	87	725	812	985	1,624	167	757	149	679
		酒乱・薬物中毒	0	3	3			0	0	0	0
		離婚問題	4	55	59			4	79	2	71
		その他	4	107	111			5	73	0	76
	子ども	子どもの暴力	0	4	4	181		1	22	0	14
		養育困難	0	4	4			0	0	0	1
		その他	1	172	173			0	150	0	53
	親族	親の暴力	4	72	76	180		17	75	17	50
		その他の親族の暴力	0	9	9			0	16	0	11
		その他	1	94	95			2	97	5	101
	交際相手の暴力		1	12	13	278		0	22	0	20
	その他の者の暴力		0	7	7			0	4	0	2
	男女問題		1	39	40			0	19	1	24
	家庭不和		0	1	1			0	1	0	6
	ストーカー		0	5	5			0	6	0	4
	その他		0	212	212			0	106	2	110
経済関係	生活困窮		3	19	22	68	0	14	1	4	
	サラ金・借金		0	1	1		0	8	0	0	
	求職		0	26	26		0	5	0	0	
	その他		0	19	19		0	14	0	14	
医療関係	病気		1	71	72	114	0	25	0	15	
	精神的問題		1	20	21		2	51	0	50	
	妊娠・出産		0	6	6		0	6	0	4	
	その他		0	15	15		0	18	0	18	
住居問題			0	18	18	0	16	0	16		
帰宅先なし			0	2	2	1	4	0	10		
不純異性交遊			0	0	0	0	0	0	0		
売春強要			0	0	0	0	0	0	0		
ヒモ・暴力団関係			0	0	0	0	0	0	1		
5条違反			0	0	0	0	0	0	0		
人身取引			0	0	0	0	0	0	0		
その他			1	214	215	3	312	6	384		
合計			109	1,932	2,041	202	1,900	183	1,738		

・主訴で最も多いのは「配偶者等の暴力」で、来所相談で全体の79.8%（延87件）、電話相談で全体の37.5%（延725件）である。「配偶者等の暴力」が主訴であっても、離婚問題や子育ての問題、精神的問題や経済上の問題等、様々な背景があり、相談内容は複雑化している。

・「5条違反」は売春防止法第5条違反。

・「その他」は、主訴特定が困難であったり、内容がどの項目にもあてはまらないもの。

②年齢 (単位・件)

	来所	電話	計
20歳未満	1	8	9
20歳代	23	174	197
30歳代	24	293	317
40歳代	31	401	432
50歳代	16	391	407
60歳代	12	188	200
70歳以上	2	33	35
不明	0	444	444
計	109	1,932	2,041

・②～⑤すべて、令和6年度相談時点での相談者の状況。

・「④職業」、「⑤学歴」については来所相談の時点で確認するため、電話相談の件数は計上しない。

・電話相談は匿名でも受け付けていることから、年齢と住所地は「不明」が最も多い。

・年齢は「不明」を除くと「40歳代」と「50歳代」が多く、来所と電話を合わせると全体の41.1%（延839件）となる。

・住所地では「不明」に次いで「甲府市」が多い。特に来所では46%を占めており、人口が多いことと合わせて女性相談支援センターの住所地でもあることから、来所しやすい環境にあることが窺える。

・有職率は56.2%だった。

・学歴は、「高等学校」が最も多く、「大学」と「中学校」が続いた。

③住所地 (単位・件)

	来所	電話	計
甲府市	51	440	491
富士吉田市	2	50	52
都留市	0	15	15
山梨市	3	20	23
大月市	2	93	95
韮崎市	5	42	47
南アルプス市	3	63	66
北杜市	4	23	27
甲斐市	6	77	83
笛吹市	14	163	177
上野原市	0	8	8
甲州市	1	12	13
中央市	1	18	19
西八代郡	0	5	5
南巨摩郡	1	10	11
中巨摩郡	4	19	23
南都留郡	3	111	114
北都留郡	0	37	37
県外	9	269	278
不明	0	457	457
計	109	1,932	2,041

④職業 (単位・実人数)

		来所
事務従事者		5
販売従事者		1
工員		4
サービス業	風俗営業関係	0
	その他	16
その他の職業		33
専業主婦		9
学生		1
無職		30
不明		6
計		105

⑤学歴 (単位・実人数)

	来所
中学校	12
高等学校	55
短期大学	10
専門学校	11
大学	14
大学院	1
不明	2
計	105

(3) 来所相談の状況

①主訴

(単位・件)

区分 \ 年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
配偶者等の暴力	178	127	149	167	87
子・親・親族の暴力	15	26	17	18	4
交際相手の暴力	0	0	0	0	1
その他の者の暴力	0	1	0	0	0
離婚問題	1	5	2	4	4
家庭問題	1	4	5	7	6
その他の人間関係	1	1	3	0	1
ストーカー	0	0	0	0	0
経済問題	0	0	1	0	3
医療問題	0	2	0	2	2
住居問題	0	1	0	1	0
5 条違反	0	0	0	0	0
人身取引	0	0	0	0	0
その他	1	4	6	3	1
計	197	171	183	202	109

- ・主訴は過去5年とも「配偶者等の暴力」が最も多かった。
- ・令和6年度、「配偶者の暴力」に次いで多かったのは「家庭問題」で、全体の5.5%だった。
- ・「家庭問題」は、暴力以外の家族、親族の問題。
- ・「その他人間関係」には、暴力以外の男女問題（セクハラ、マタハラ等）を含む。

②相談経路

(単位・実人数)

区分 \ 年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
本人自身	167	142	146	161	83
警察関係	8	6	9	10	9
法務関係	0	0	1	2	0
他の女性相談支援センター	1	1	2	0	0
福祉事務所・市町村	7	3	8	9	7
他の相談機関・社会福祉施設等	1	3	3	4	1
医療関係	0	0	0	0	1
縁故者・知人	4	5	3	1	0
その他	1	6	3	7	4
計	189	166	175	194	105

- ・相談経路は「本人自身」からが最も多く、令和6年度は全体の79%であった。
- ・「その他」はシェルターを運営する民間団体等。

③処遇

(単位・実人数)

区分	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
来所実人員		189	166	175	194	105
	助言・指導	177	155	166	177	86
	割合(%)	93.7	93.4	94.8	91.2	81.9
	一時保護	10	5	8	10	17
	割合(%)	5.3	3.0	4.6	5.2	16.2

・「その他」の項目は省略しているが、令和6年度は、上記以外に2件(1.9%)。

(4) 電話相談の状況

①主訴

(単位・件)

区分	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
配偶者等の暴力		1290	778	679	757	725
子・親・親族の暴力		98	62	75	113	85
交際相手の暴力		27	16	20	22	12
その他の者の暴力		6	9	2	4	7
離婚問題		99	87	71	79	55
家庭問題		215	233	237	321	381
その他の人間関係		127	112	134	125	251
ストーカー		7	10	4	6	5
経済問題		24	27	18	41	65
医療問題		98	65	87	100	112
住居問題		10	13	26	20	20
5条違反		0	0	0	0	0
人身取引		0	0	0	0	0
その他		120	128	385	312	214
計		2,121	1,540	1,738	1,900	1,932

・電話相談の主訴は、来所相談と同じく過去5年とも「配偶者等の暴力」が最も多かった。
 ・「その他」の中には、話し相手を求める電話や行政機関への意見等が含まれる。

②夜間電話相談(平日17:00~20:00)

(単位・件)

区分	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件数		229	172	287	283	257
DV再掲		97	90	92	103	88
割合(%)		42.4	52.3	32.1	36.4	34.2

(5) 市女性相談支援員による相談状況

山梨県内で女性相談支援員が常駐している市は甲府市、富士吉田市の2市である。両市で受けた相談（電話相談、面接相談を問わず、すべての相談とする）は、総計494件であった。主訴は、その他を除くと配偶者の暴力が最も多かった。

①主訴

(単位・件) ※空欄は0

区分 \ 市	甲府市	富士吉田市	計
配偶者等の暴力	67	50	117
交際相手の暴力	16		16
結婚・離婚問題	34	4	38
職業・就職問題	1		1
家庭問題	98		98
住宅問題	12	4	16
経済問題	12		12
背後関係（ヒモ・暴力団）			0
性の問題	1		1
本人の問題			0
施設入所希望	2		2
その他	183	10	193
計	426	68	494

②相談経路

※空欄は0

(単位・件) ※空欄は0

区分 \ 市	甲府市	富士吉田市	計
本人自身	394	67	461
警察関係			0
法務関係			0
労働関係			0
他の女性相談支援センター	8		8
他の女性相談支援員			0
福祉事務所	7		7
他の相談機関	3		3
社会福祉関係	1		1
医療機関			0
教育機関			0
縁故者・知人	11	1	12
その他	2		2
計	426	68	494

③処遇 ※空欄は0

(単位・件※空欄は0)

区分	市	甲府市	富士吉田市	
女性自立支援施設に入所				0
就職・自営				0
結婚				0
家庭へ送還				0
福祉事務所へ移送		3		3
女性相談支援センター・女性相談支援員へ移送				0
他府県の女性相談支援センター・女性相談支援員へ移送				0
その他の関係機関・施設へ移送				0
助言・指導のみ		415	68	483
その他		8		8
計		426	68	494

2 保護状況

一時保護所入所者の人数は年度によって増減があるが、令和6年度は18名(実人数)だった。入所者によって同伴されたのは、児童16名、成人1名だった。

(1) 主訴 (一時保護所、旧婦人保護施設を含む) (単位・実人数) ※空欄は0。

	令和2		令和3		令和4		令和5		令和6	
	同伴児なし	同伴児あり	同伴児なし	同伴児あり	同伴児なし	同伴児あり	同伴児なし	同伴児あり	同伴児なし	同伴児あり
配偶者等の暴力	8	4	1	2	3	4	6	3	7	7
子・親・親族の暴力					1		1		1	
交際相手の暴力										
その他の者の暴力				1						
離婚問題									1	
帰住先なし			1						1	
経済問題									1	
ストーカー										
5条違反										
人身取引										
その他	1									
計	9	4	2	3	4	4	7	3	11	7
合計	13		5		8		10		18	

- ・前年度からの継続の入所者は1名。
- ・日本語が十分に話せない入所者は、令和6年度は1名だった。

(2) 入所期間 〈一時保護所、旧婦人保護施設を含む〉

年度 区分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1日 ～ 5日	人員	3	0	4	4	7
	延人数	9	0	13	11	21
6日 ～ 10日	人員	2	0	0	2	2
	延人数	16	0	0	17	15
11日 ～ 15日	人員	4	4	3	3	4
	延人数	49	55	46	38	55
16日 ～ 20日	人員	1	0	0	0	2
	延人数	17	0	0	0	36
21日 ～ 30日	人員	1	0	0	0	1
	延人数	24	0	0	0	23
31日 以上	人員	1	1	1	1	2
	延人数	32	41	47	39	85
計	人員	12	5	8	10	18
	延人数	147	96	106	105	235
平均入所日数		12.3	19.2	13.3	10.5	13.1

(3) 一時保護所保護状況 ※保護人員・退所人員には成人の同伴者を含む。

(単位・実人数)

年度 区分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
保護	入所人員	12 (5)	5 (4)	8 (10)	11 (7)	19 (16)
	在所人員	12 (5)	5 (4)	8 (10)	11 (7)	19 (16)
	延人員	116 (25)	69 (54)	90 (43)	113 (53)	242 (206)
退所人員		12 (5)	5 (4)	8 (10)	10 (5)	19 (16)
退所状況	女性自立支援施設入所	3	1	1	0	0
	就職・自立	1	2	0	1	2
	帰郷	1	1	3	1	0
	帰宅	2	0	1	3	5
	他の関係機関・施設へ移送	1	0	3	3	9
	無断退所	0	0	0	0	0
	その他	4	1	0	1	3
継続		0	0	0	0	0

- ・令和6年度の入所には成人の同伴者1名を含む。
- ・()内は一時保護所入所者に同伴された児童の数。
- ・「就職・自立」は、アパート・公営住宅等へ入所し、就職・生活保護等により自立生活を始めた者。
- ・「他の関係機関・施設へ移送」は、母子生活支援施設等へ移送となった者。
- ・「その他」は、友人宅への避難、ホテルの利用等により退所した者。
- ・令和6年度末、翌年度へ入所を継続した入所者はいなかった。

3 医学的・心理学的援助

一時保護所入所者を中心に、精神科医師（特別職非常勤）による医療相談、心理司（兼務職員）による心理相談を実施している。

【令和6年度実績】

医療相談 ： 8回

心理相談 ： 4回

Ⅲ 令和6年度配偶者暴力相談支援センターの相談状況

内閣府調査要綱に基づき、配偶者等の暴力に関する相談（主訴以外も含む）のうち、本人自身からの相談件数のみを計上する。DV相談は、性別を問わず受け付けている。

1 相談件数

（単位・件）

	来所	電話	計
女性	85	639	724
男性	0	8	8
計	85	647	732

・女性からの相談が多くを占め、男性からの相談件数は、全体の1.1%だった。

2 年齢階層

（単位・件）

		来所	電話	小計	合計
20歳未満	女性	0	0	0	0
	男性			0	
20歳代	女性	18	71	89	89
	男性			0	
30歳代	女性	18	107	125	126
	男性		1	1	
40歳代	女性	25	165	190	191
	男性		1	1	
50歳代	女性	13	111	124	125
	男性		1	1	
60歳代	女性	9	66	75	75
	男性			0	
70歳以上	女性	2	13	15	15
	男性			0	
不明	女性	0	106	106	111
	男性		5	5	
計		85	647	732	732

3 加害者との関係

(単位・件)

			来所	電話	小計	合計	
配偶者	あり	婚姻届出	女性	62	503	565	570
			男性		5	5	
	なし	婚姻届出	女性	3		3	4
			男性		1	1	
	不明	婚姻届出	女性	0	4	4	4
			男性			0	
離婚済			女性	20	8	28	30
			男性		2	2	
生活の本拠を共にする(した)交際相手	相手	交際	女性	0	4	4	4
			男性			0	
	相手	元交際	女性	0	2	2	2
			男性			0	
計			85	529	614	614	

4 保護命令申立を支援した者の命令発令状況

(単位・件)※空欄は0。

				令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
保護命令発令	被害者	退去命令及び接近禁止命令		1		1		
		接近禁止命令のみ					1	
		退去命令のみ						
	子や親族	退去命令、被害者への 接近禁止命令と同時	子					
			親族					
		被害者への接近禁止命令と 同時	子			1		
			親族					
		事後的な子への接近禁止命令	子					
			親族					
	却下							
取り下げ、保留等							1	
計				1	0	1	2	0
取り下げ総数（発令前、発令後含む）				1				

5 証明書等発行件数

DVを主訴とする一時保護または来所相談を行ったことに対して、証明書を発行している。
※DV行為を認定する証明書ではない。

一時保護証明書	6
来所相談証明書	48
住民基本台帳事務における支援措置申出にかかる確認書	122
合計	176

IV 困難な問題を抱える女性支援推進事業

1 SNS相談業務委託 「女性の相談ルーム かもしか」



・若年層をはじめとしたDVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性が円滑に適切な支援へ繋がるよう、令和6年7月22日よりSNS相談窓口「女性の相談ルーム かもしか」の運営を開始した。

<利用時間> 月曜日～土曜日（12/29～1/3を除く）19:00～21:00

<相談方法> LINEまたは匿名の相談システム

<運営方法> 特定非営利活動法人へ業務委託

・相談件数・・・ 231件（うち新規91件、継続140件）

・相談者の年代内訳

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	不明
相談人数	28	22	91	44	27	4	15
割合(%)	12.1	9.5	39.4	19	11.7	1.7	6.5

・相談内容

相談内容	こころ・不安	経済不安	夫婦関係	家族・親族	学校生活	人間関係（近隣・知人）	性・からだ	精神保健	労働・仕事関係	DV（当事者）	デートDV（当事者）	DV（当事者以外）	デートDV（当事者以外）	性暴力	虐待	LG B T Q	その他
相談件数	34	6	18	34	9	3	12	15	15	40	5	1	1	5	3	0	30
割合(%)	14.7	2.6	7.8	14.7	3.9	1.3	5.2	6.5	6.5	17.3	2.2	0.4	0.4	2.2	1.3	0	13

・相談者の年代は、30代、40代が全体の約6割を占め、若年層である10代以下は12.1%、20代は9.5%であった。

・主な相談内容は、DV相談（当事者）、こころ・不安、家族・親族についての順であった。

2 民間団体アドバイザー派遣事業

・山梨県内で困難な問題を抱える女性の支援をしている、またはこれから支援しようとしている民間団体に対して、アドバイザーを派遣する事業を令和6年度から開始した。

・困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザー・・・ 佐々木由紀氏

・派遣実績・・・ 11件

V 関係機関との連携等

1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会実務者会議

月日	内容	情報提供機関	開催場所
2月19日	実務者会議 事例検討	県内市町村、配偶者暴力相談支援センター、外国人支援・人権侵害・DV相談・性暴力被害者支援機関、法律相談機関、県保健福祉事務所、児童相談所	福祉プラザ 4階大ホール

2 山梨県困難な問題を抱える女性等支援調整会議

月日	内容	情報提供機関	開催場所
5月14日	実務者会議	社会的養護機関・性暴力被害者支援機関	福祉プラザ 2階会議室
12月12日	実務者会議	保育関係者	福祉プラザ 判定室

・個別ケース検討会議・・・・・・6回実施

3 専門的な困難ケース解決のためのアドバイザー派遣事業

月日	内容	出席者	開催場所
第1回 11月12日	「最近の法改正と今後の支援の留意点【共同親権、保護命令等について】」 講師：石川 恵氏 (弁護士・石川法律事務所)	女性相談支援員（女性相談支援センター、市）、ぴゅあ総合相談員、民間団体相談員、女性相談支援センター職員	福祉プラザ 2階会議室
第2回 1月20日	男女共同参画推進センター・女性の人権サポートくろーばー・女性相談支援センター共催事業 「問題を抱えた女性からの相談の受け方について」 講師兼アドバイザー：信田 さよ子氏 (原宿カウンセリングセンター顧問・日本公認心理師協会会長) 報告者： ①甲斐市役所生活環境部市民活動支援課 ②女性シェアハウス ③女性の人権サポート・くろーばー	女性相談支援員、母子父子自立支援員、家庭児童相談員、保健師、民間団体、行政関係者、教育関係者、一般県民等	ぴゅあ総合 大研修室 ／ オンライン

4 関係機関主催研修への参加

月日	内容	主催	参加方法
6月28日	DVを経験した女性への支援を学ぶ講座	男女共同参画推進センター (ぴゅあ3館合同開催)	ぴゅあ総合
7月2日	ゲートキーパー指導者養成研修	山梨県 精神保健福祉センター	福祉プラザ 4階大ホール
7月12日	女性の家HELP研修会(第1回) 及び施設見学会	公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会	女性の家 HELP
7月17日	犯罪被害者支援講座基礎編公開講座	公益社団法人 被害者相談支援センター やまなし	ぴゅあ総合 大研修室
7月19日 8月1日	DVを経験した女性への支援を学ぶ講座 実務者研修	男女共同参画推進センター (ぴゅあ総合)	ぴゅあ総合 山梨市民会 館
8月27日 ～ 9月30日	女性関連施設相談員・相談事業担当者研修	独立行政法人 国立女性教育会館	オンライン
10月9日	光風会研修 「女性を取り巻く現代社会と今後」	社会福祉法人 光風会	風の子保育 園ホール
10月10日	矯風会・慈愛会共催オンラインセミナー 「二つの新法～その執行状況と今ある課題！ ～」	公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会 社会福祉法人 慈愛会	オンライン
10月18日	女性の家HELP研修会(第2回) 及び施設見学会	公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会	女性の家 HELP
10月22日	令和6年度精神保健福祉市民セミナー	山梨県 精神保健福祉センター	山梨県文学 館
9月19日 10月1日 10月8日 10月29日	フェミニストカウンセリング専門講座2024	一般財団法人 大阪府男女共同参画 推進財団(ドーン財団)	オンライン
10月26日	山梨いのちの電話公開講座(第3回) 「困難な問題を抱えた女性に対する 被害者支援について」	山梨いのちの電話	山梨県立青 少年セン ター
11月6日	妊娠そうっとSOS山梨職員研修 妊娠葛藤における相談対応について	妊娠そうっとSOS山梨	社会的養育 機関エール 会議室
11月20日	ゲートキーパー養成研修	山梨県 精神保健福祉センター	恩賜林 記念館
11月23日	DV・性暴力防止啓発事業 「声を力に～NHK「性暴力を考える」 取材班からのメッセージ」	男女共同参画・ 外国人活躍推進課	韮崎市民交 流センター ニコリ
11月24日	山梨県小児保健協会学術集会 「小児科で子どもの貧困にどう気づきどう支 援するか」	山梨県小児保健協会	山梨大学医 学部キャン パス臨床大 講堂

11月27日 ～ 11月29日	国立保健医療科学院 「女性相談支援従事者研修」	国立保健医療科学院	国立保健医療科学院
11月30日	男女共同参画推進フォーラム	国立女性教育会館	国立女性教育会館
12月5日 ～ 12月6日	女性支援新法全国フォーラム	厚生労働省	オンライン
12月13日	依存症地域支援者研修会	山梨県 精神保健福祉センター	オンライン
12月19日	自死遺族支援者研修会	山梨県 精神保健福祉センター	オンライン
1月16日	令和6年度やまなし性暴力被害者サポート センター専門家研修	やまなし性暴力被害者サ ポートセンター	山梨県立 図書館
1月27日	令和6年度 関東甲信越地区女性支援事業研究協議会	群馬県生活こども部生活こ ども課	オンライン
2月6日	母子生活支援施設リフレここのえ見学会	リフレここのえ	リフレここのえ
～3月31日 まで公開	内閣府 性暴力・DV・若年女性支援研修	内閣府	オンライン
2月21日	「思いやりと人権は別物～世界から見た日本の ヒューマン・ライツ」	公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会	矯風会館

VI

1 実習生等受け入れ

月日	内容	実施主体	開催場所
8月8日	インターンシップ（大学生9名）に 対する説明会	山梨県子ども福祉課	福祉プラザ 会議室

2 講師派遣

月日	内容	実施主体	開催場所
6月3日	性のヘルスプロモーション 「性の健康とアサーション」	山梨県立大学	山梨県立大 学
6月22日	「困難な問題を抱える女性の支援について～ 行政の現場から」	NP0法人こどもサポートやま なし	甲府カト リック教会 サンタルチ ア講堂
7月5日	人身安全関連事案対策専科教養 「配偶者暴力相談の現状と課題」	山梨県警察本部 生活安全部	山梨県 警察学校
7月22日	助産学特論Ⅲ 「性の健康とアサーション」	山梨県立大学	山梨県立大 学

11月6日	相談関係者研修会 「困難な問題を抱える女性の支援について～ 行政の現場から」	山梨県母子寡婦福祉連合会	県立文学館
11月30日	相談担当者研修会 「困難女性支援法と県女性相談支援センター の機能」	NPO法人エンパワメントかな がわ	オンライン
1月30日	ボランティア支援員養成講座 「女性相談支援センターの役割と被害者支 援」	公益社団法人被害者支援 センターやまなし	ぴゅあ総合

3 広報活動

「女性相談のしおり」を市町村や各種会議及び研修会で関係機関や参加者に配布した。

令和7年度 女性保護事業のあらまし

発行 令和7年9月
山梨県女性相談支援センター
〒400-0005

山梨県甲府市北新1丁目2-12
山梨県福祉プラザ内

電 話：055-254-8633

F A X：055-254-8636

E-mail：josei@pref.yamanashi.lg.jp